

議会運営委員会会議録

(令和3年12月10日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和3年12月10日(金)

招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
紹介議員	吉村直城		

傍聴委員外議員

議員	少林法子	議員	吉村直城
----	------	----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

(1) 請願審査

請願第3号 百条委員会を設置し早急な原因究明を求める請願

(2) 請願審査

請願第4号 那須芳人議員の問責について

(3) その他

開会 15時20分

閉会 16時06分

○鷹野副委員長 失礼いたします。定刻になりましたので、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員長、挨拶をお願いいたします。

○山下委員長 皆さんこんにちは。本定例会において、請願第3号百条委員会設置し早急な原因究明を求める請願と、請願第4号、那須芳人議員の問責について、本議会運営委員会が付託を受けましたので、ただいまから、委員会を始めたいと思います。

まず最初に、今回の請願第3号、第4号の申請者から、議会運営会に、説明員として出席をしたいという申出がありますので、委員の皆さんには申出をしておきます。

それでは、議案に入りたいと思います。請願第3号、百条委員会を設置し早急な原因究明を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

金繁委員。

○金繁委員 はい。はい、請願書。読んでいただいたと思いますけれども、これは愛南町小山地区、太陽光発電事業に対する不許可処分における業者とのトラブルと補償問題で、議会で、自治法100条に基づいて、特別委員会設置が、6月、9月議会で、緊急動議出されましたけれども、議員の反対多数にて否決されてるということで、請願者のほうから、100条委員会を設置して早急な原因究明をお願いしますという請願です。質問があれば、受け付けるというので、いいんですかね。

もう簡潔な。

○山下委員長 今の金繁委員の説明で、議員からの発言でありますので、金繁委員、反対多数という言葉はありません。

賛成少数ということです。

気をつけてください。

はい。それでは質疑を受けます。質疑のある方、誰かありませんか。

はい、石川委員。

○石川委員 私もですね、この百条委員会ですね、設置の動議がされたときにですね。反対意見を、述べさせていただいたんですけども。今現在ですね、調停の段階に入ってる、そういう段階で、百条委員会を開いてもですね。何らの回答が得られないというような、思いはしましたんで、反対討論出さしていただきました。先般の全員協議会、議員全員協議会でも、町長のほうから説明はありましたけども、今、調停に入ってるという中でですね。これ過去の話で、今早急にやって、予算組んでですね、お金使って、何も回答が得られないような状況も想定されると思います。私はこれ、どうかなというふうに思ってます。

○山下委員長 ほかに質疑のある方おられませんか。

これ、委員長の私から、これ今回の太陽光問題、2件あったと思うんですよ。確認なんですけど、これは前者なのか後者なのか、質問いたします。

○金繁委員 はい。2017年に工事停止命令があったと、それから20年に不許可処分があったということなんですけれども、ここに書いてある9条、6月9月の緊急動議のときにもこれ2件を含んで出されていたはずですよ。で、この請願についても、この2件を含んでいます。

○山下委員長 2件ということですね。はい、わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

それでは質疑がないようですので、先ほど説明しました。請願者からの参考人としての、説明をしたいという要望があります。これ委員会の中で、請願者を呼んで説明をしてもらうのかわからないのか、これを決めないといけないので、採択をしたいと思うんですが、よろしいですか。それでは、請願者を呼んで説明をしてもらうことに賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○山下委員長 賛成多数なので、請願者に出席をしていただいて、説明をしていただきます。それで、これ3号4号と続いておりますので、次の日程ですよ。

ちょっと事務局。これも、日程は2件あるんですが、1件1件やるんですが、その時間が、結局何時何時という時間を決めてないと、参考人を読んで説明をするということなんで、ちょっと私のほうで、事務局とちょっとタイムスケジュールを組んでみました。14日の13時30分から、第3号についての請願審査をしたいと思うんですが、それでよろしいですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 火曜日。13時30分。よろしいですか。

そしたら、請願第3号の件についてはこれで終わります。

続きまして請願第4号、那須芳人議員の問責について、まず初めに、那須議員が弁明があれば申し出てください。

はい、那須委員。

○那須委員 あの弁明。弁明ですかね弁明になりますでしょうか。二つほどございます。

一つは、問責ですから、私の何らかの職責に対する、責を問うということなんでしょうけれども、果たしてどこの部分で、私は問責されるんでしょうか。私の職責のどこが問責の対象になったのかということをお聞きしたいのと、もう一つは、この中の分で、私は既に総務文教委員会での不適切な発言を、総務文教委員会で発言したものですから総務文教委員会で謝罪し、削除を求めてそれは賛成多数で可決されました。既に閲覧可能の議事録にはそこは残っておりませんので、私が改めてここで、事の次第を述べるつもりはございません。

この二点以上です。

○山下委員長 はい、わかりました。それでは、紹介議員の吉村議員に説明をしていただきます。

(発言する者あり)

○山下委員長 えっとですね。これ議長と話をしまして、これはこの議会運営委員会ではなくて、議長の最終決断でしたんで、全員協議会で、今度、協議するという事なんです。

議長。

○原田議長 はい、そうです。

○山下委員長 そういうことです。今日、本日はいたしません。今度の、次の全員協議会で、今日の吉村議員と金繁議員の案件については、協議、説明があります。

よろしいですか。

○金繁委員 いや、すいません。議事録が、会議、総務委員会の会議の後に、一部抹消されてる

という事態が生じていて、今から話そうとするのは、総務委員会の中身のことですよね。まさにここの請願に書かれている。引用されている発言も、その抹消された部分のことも書かれています。なのでそこをまず正さないと、これ総務委員会じゃなくて、この議会運営委員会に付託する前提条件を欠いてると私言うたんですけれども、そこをまず正さないといけないんじゃないですかね。

○山下委員長 あnoいいですか。ホームページでは、そこを黒にして、ちょっと隠していますけど、原文には載っておりますので、原文は削除してないね。削除というか。

○山下委員長 はい、金繁委員。

○金繁委員 はい。原文というより議事録です。はい。抹消され、議事録自体がしばらくおろされとったんですけど一旦、その前に出ていた議事録の中には、今問題になってる部分は生きていました。書かれていました。一旦おろされて、あれ、おろされたなと思っていて、昨日見たら復活していて、で復活した中身を見たら、前の議事録、公開されていた議事録の中にはあった文言が、なくなっていたということなんですよ。だからこれは、原文どうこうじゃなくて、議事録の一部抹消ですよね。

○山下委員長 これ私が説明していいのかわかりませんが、本来なら、これ議長が説明するところなんです。これ言うたら、その名前を書かれていた本人も希望があったんですよ。個人名を出されている。結局、削除してほしいというような。ちょっと消してほしいと。

ちょっと議長。

○原田議長 はい。その点につきまして、本人から申出がありまして。

(発言する者あり)

○原田議長 ですから、向こうから申出がありまして、それを尊重して、そこだけこう、名前だけを黒丸で潰したという。はい。

(発言する者あり)

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 まあ、あの土居さん御本人から自分の名前を消してくれという申出が議長にあったと。

○原田議長 いや違います。

○山下委員長 結局、その個人名を書かれているので、それを削除というか、してほしいっていう。元委員長からの。

○原田議長 事務局、ちょっと。ちょっと事務局。

○山下委員長 本多事務局長。

はい、本多事務局長。

○本多事務局長 はい。この議事録の関係なんですけども、一町民の方からですね、確かに掲載、ホームページに掲載したときに、ちょっと御意見がありまして、それについて検討するために、一度ですね、ホームページのほうから取下げさせていただいております。

で、一応ですね、このホームページ等ホームページの情報と議事録は、一つ少し別のほうに考えてください。議事録は議事録で。ホームページの議事録情報は、あくまでもその情報を載しただけということを考えてもらいたいですけども、まずその線でですね、まず考え

ていただいて、で一応そのホームページ上の上ですね、議事録の情報の公開につきましては、町のですね、議会の議会情報の公開に関する要綱というものがあまして、それに基づいて公開しております。その中にですね、いわゆる個人情報を除くというような文言があるんですけども、確かに先ほど金繁委員が言われたとおりですね、かつて議員だった方の情報でありました。なので、個人情報には当たらないというですね、こともあるんですけども、そういった本人、本人と言いますか、そういった町民の方からですね、申出があった、苦情があったことに対して、対応するためにですね、配慮をしたということです。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 それは、土居さん本人であったとしても、また第三者であったとしても、これ議会の委員会の中での発言で、議事録として記録したもので、それは、会議の外で、委員会の承諾なく消すというのは、まずいんじゃないですかね。そういうことされると、議事録を信用することが出来なくなってしまいます。それでももちろんわかりますよ、その公開するものと、議事録は別だっているのはわかりますけれども、一旦は、もうこれで公開すると決めて出したものですから、もうその時点で、議事録としてね、載せたわけじゃないですか、議事録は公開するという愛南町基本条例に基づいて。で、そこを削除してくれっていう、要望があったからといって、それを削除、委員会の外で、委員に知らせずに削除するというのは、やっぱり町民の信頼も失いますし、私も議員として恐ろしいなと思います。自分の言ったことが、勝手におろされたりするっていうのは納得出来ないので、やっぱりそれはもう一度総務委員会を開いて、前に那須議員がされたように、この部分を取消したいので、了承願いますという手続をとらないと、やっぱり適正手続にのつとらないと、めちゃくちゃになりますよ、これまた問題になりますよ。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 閲覧用議事録と公開議事録は、私違って当然だと思います。

で、ホームページの中には、最後の段に、米印で公開用議事録は個人情報に配慮してますという一言も入ってます。でもし、そこが完全に削除ならいけませんけれども、2文字黒文字、黒塗りであって、そこを確かめようと思ったら、閲覧用の議事録を見れば済むわけですからね。で私は、その程度の配慮はあってしかるべきだというふうに思います。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 はい。先ほど、本多局長がおっしゃられたように、今回消された部分は、個人情報じゃないんですよ。当時、懲罰委員会の委員長であった土居議員の発言、しかも本議会における発言に関してです。だから、これを消すというのは問題ですよ。しかも、請願、今回の請願の中にその文言は引用されてるわけですから、そこを消されたら、審査も出来んじゃないですか。

○山下委員長 ちょっと待って。

(発言する者あり)

○山下委員長 今、本議会の土居議員の土居委員長の発言を消す。土居議員の発言消したりしてないんよ。

(発言する者あり)

○山下委員長 今そう言うたじゃない。

(発言する者あり)

○山下委員長 訂正。

はい、金繁委員。

○金繁委員 土居議員が本会議でおっしゃった言葉に対する引用なわけですよ。その言葉を指して、土居さんのことを指摘された那須議員の発言です。だからまさに問題となっている私人ではない本当に公務として行った。この請願で問題となっている名前なので、そこを消すというのは問題ですよ。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 はっきりさしときたいんですけど、今回その黒塗りにしたっていうのは、名前の部分だけ黒塗りにしたんでしょ。違うんですか。文言とを含めて、消したということじゃないんでしょ。名前だけを消したということでしょう。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい、そのとおりです。

○山下委員長 名前の2文字を黒塗りにしたっていうことですよ。

石川委員。

○石川委員 あの質問状も来てですね、当然その個人情報に留意するという、ホームページの公開の注意書きもある中で、それはやっぱ、本人からですね、これはどういうことやというて、申出があったらですね。

(発言する者あり)

○石川委員 いやいや、個人情報とかなんとかじゃなくて、まず一点は、文言は、名前だけを黒塗りにしたと、これははっきりしてると。ここはもう間違いないと思うんですね。でその上で、ホームページの掲載についてはですね、個人情報について配慮するという文言も入っているという点と、もう一点はですね、土居さんからですね、質問状が来てて、その内容も含めてですね、やっぱ、これはやっぱり配慮すべきやという判断に至ったんじゃないかなというふうには推測するんですが、私はそんなに文言を変えたわけじゃなくて、うん。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 委員長、まああの懲罰委員会の委員長である土居さんがおっしゃったからこそ、このお名前が大事なんですよ。これ土居さんていうのを消してしまったら、誰が言ったかわからない。懲罰委員会の委員長が言うたっていうことは、わからなくなる。

○山下委員長 あの、ちょっといいですか、今ホームページの名前を削除したか、黒塗りにしたかが話題になっとるんやけど、今回の請願は、請願者が削除前のホームページの内容で、請願を出しとるんですよ。だからこの請願は、この土居さんは、あれはまちごうとる。それについてやるんで、もう消したというのは関係ないんです。

(発言する者あり)

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 あの請願、付託されてこれから審議するんですけども、審議する前に、やはりその個々の手続、議事録の結果については、ちゃんと正さないといけないと思って、私今朝発言させていただきました。懲罰委員会の委員長が本会議で言ったことについての、那須議

員の発言です。あそこの土居さんっていう名前を消してしまつたら、誰の発言について言よるのかもわからなくなる。そのことは、付託の中で、付託された後で話してもいいんですけど、まず、こういうことをすること自体が、やっぱ議会の信頼をなくすんですよ。やってはいけんことやないですか、まずそれを正さないで、この付託された請願に入つてはいけんと思ひますけどね。

(発言する者あり)

○山下委員長 吉村議員から、発言の許可がありました、皆さん、許可するのかしらないのか。

○那須委員 しません。

○山下委員長 しないですね。

○金繁委員 します。

○石川委員 しません。

○山下委員長 しませんね。

○嘉喜山委員 しません。

(発言する者あり)

○山下委員長 今の問題。発言だから、委員会の許可がないと発言出来ないんですよ。

(発言する者あり)

○山下委員長 はい。石川委員。

○石川委員 先ほどもありましたけど、議長のほうからですね、全協開いてですね、ちょっとこの件についてはやるという話で、この会議はあくまで請願の会議ですんで、議事を進行していただきたいというふうに思っております。

○山下委員長 私先ほど冒頭に言いましたように、これは、議長、議長が後で、全協を開いて説明をして対処するという事なんで、ここで幾ら協議しても進みません。ということは、これはもう今日のこれ請願審査、なくなるということになりますんで、請願は請願で、これ審査したらいいんじゃないですか。

金繁委員。

○金繁委員 はい、私今朝の発言の中で言ったことをもう一度言いますけれども、こういう議事録の一部を勝手に消されるということとされると、町民の方の議会に対する信頼も失墜します。まずはそこをきちんと正してから、付託を受けて、議運でこの件を審査するべきやと思ひます。それをしない前に、ぐちゃぐちゃでやるというのは信頼なくすと思ひます。ぜひ、先に全協を開いてください。

私からの要望です。

○山下委員長 はい。議長。

○原田議長 その件はですね。私が、言うたらもう削除を、もう許可したと、それ間違いないんですけど、それは個人情報と私は思つたわけですよ。その名前自体を、それはちょっとまずいんじゃないかと思つて、その住民からも問合せがあつて、じゃあ、これ個人情報なので、その名前の部分だけ黒塗りをして、それで、再びアップをさしたということなんですね。はい。それがどうなのかは、また今度全協で皆さん協議してもらつて。

(発言する者あり)

○山下委員長 はい。金繁委員。

○金繁委員 はい。じゃああの、土居さんの名前が議事録にあるのは、あの土居さんの名前は今も個人情報だとお考えですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 よろしいですか。そしたら、会議を進めたいと思います。

紹介議員の吉村議員の説明を求めます。

(発言する者あり)

○山下委員長 那須委員の除斥を求めます。

(発言する者あり)

○山下委員長 えっと、外ですね。いや、除斥やけん。

(発言する者あり)

○山下委員長 除斥が終わりましたので、吉村議員の説明を求めます。

○吉村議員 はい。紹介議員ということで、ただし、紹介議員は、地方自治法注釈の124条第3項、議会の紹介ということで、請願を議会に取り込む趣旨でございます。なお、説明ということで、中野議員につきましては、委員長の許しを得て許可を得て、帰られたということで、私が説明させていただきます。

今日冒頭でも言いましたように、総務委員会の席での那須議員の発言でございます。御承知のように議会の会議で行う発言について、発言者は、その内容に責任を持たなければならない。そのために、発言後に、その発言を取消したり訂正することは原則として許されない。ただし、会議規則第64条で、字句の訂正に、それは限り、発言の趣旨を変更することは出来ないとうたわれております。それを念頭に、説明をさせていただきます。

那須議員9月10日に開催された総務委員会の会議中に、令和元年9月13、18、24日に開かれた懲罰特別委員会の審議の内容を発言し、明らかにしました。この懲罰委員会はずね、秘密会として開かれて、会議録も公開されておられません。秘密事項につきましては、議員及び職員は遵守しなければならない義務があります。今回の10日の那須議員の発言は、先ほども前段で出ておりました、個人名を挙げての内容そのものの発言でございます。しかも、それは、傍聴者のおる前での発言でありました。これでは、秘密会の秘密の保持が当然保たれません。秘密会というのは、これは、会議規則で、秘密性の持続する限りとうたわれております。それを、先ほど申しましたように、発言を傍聴者のおる前でしたということでございます。ですずね。そういう中で、17日の総務委員会、委員長から、僅か15分間のということで、委員会を開催いたしました。そこで、発言の申出がございました。多数決で申出は許可されたわけでございますけども、しかしですずね、その中で、余りにもですずねこの傍聴者のおられる前での発言、これについて、先ほども申しましたように個人名を挙げての発言、訂正もありましたけども、訂正については、2名の個人名を挙げましたけども、1名の訂正がありましたけども、先ほど話題になった、土居委員長、当時の土居委員長の発言の削除はありませんでした。そういうことでですずね、これ、もう請願内容につきましては、皆さん、あれのように、そういう経過があったがゆえに、今朝、冒頭の中で、私が議長に確認をさしてくれということで、反対の立場ではやったのではないというのは皆さんお聞きのとおりです。

ということで、この請願について問責を、那須議員のましてベテランですベテラン議員で

す。1年生議員が5人おられます。そういう中で、やはり範を示すのがベテラン議員の、いわゆるルールにのっとった務めだと思い、那須議員の問責決議の紹介議員とさせていただきます。

以上です。

なお、何かありましたら、質疑にはお答えいたします。

○山下委員長 以上、説明がありました。

紹介議員に対しての質問はありませんか。

石川議員。

○石川委員 まず、問責ということなので、職責に対してということなんで、監査委員という責を問おてる。

そういう、請願なんでしょうか。

(発言する者あり)

○山下委員長 はい。吉村紹介議員。

○吉村議員 請願書の中にあります。傍聴で来られてますけども、あります。これはですね、私も確認したんですけども、監査委員という立場であれば、なお、より以上に秘密性を持たなきゃいけないという意味で、この監査委員という文言を使用したんやと。

だから監査委員の、いわゆる立場を云々という今の質問、それはありません。

ということです。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 ということは、何を、何の責を問うということなんですか。議員としてということですか。

○山下委員長 吉村紹介議員。

○吉村議員 はい。この問責というのはですね。いわゆる、これ法的拘束力はないんですけども、要は、議員としての猛省を促す。これが問責です。先ほど触れましたように、質問にもあったように、監査委員の立場はより秘密性を持たなきゃならない。ましてベテラン議員である以上は、秘密会という、いわゆる法律でうたわれた部分を、まして陳情者の前の中で語る中で、堂々と言ってしまった。内容を。そういうことで要は問責というのは、自覚を促す猛省をさすという決議をとということが、問責決議でございます。職を解くとか、そういう、飛び上がった部分とは違います。発言したことに対する問責です。

あくまで、そういうことです。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 同じ質問なんですけども、問責自体、確かに、責任問うわけですけど、その問責自体を取上げたってことは、特にほかに、処罰規定がないからそれを取り上げたんでしょうか。

○山下委員長 吉村紹介議員。

○吉村議員 実はですね、これは勉強していただきたいとる方ばかりなんで分かると思いますけども、要は秘密会の内容を漏らすということは、懲罰なんです。本来なら懲罰なんです漏らした段階で。しかし、懲罰ということになりますと、またいろんな、まあ御承知のように除名からもろもろございます。三つかな、四つかな、ありますけども、そこまでは飛躍せずに、

いわゆる反省を促すと、先ほど言った。そういう意味で、問責と、で、もう1点言いますと、秘密会の情報を漏らすというのは、1番手っ取り早いのは、先ほど言った懲罰なんです。即懲罰ですからこれ。これは私は、9月17日の委員会の席でも、皆さんの前で発言しました。委員長ここおりますんで。委員長、聞いとると思います。当時の総務委員は聞いとると思いますけども、だけど、期限もございます。3日以内。ただ、広範囲に持っていければ、3日以内というのは、いわゆる発言から3日以内、そういう制約もございますけども、ただ、掘り下げてやっていけば、秘密会の情報の場合は、3日ではなくて、ずっと秘密性の持続する限り、懲罰はできるという効果がございました。しかし、あえて問責よと。そこまでいかずに問責をとということで、決議で、ということなんで、私は紹介議員をさしていただきました。

ということです。

○山下委員長 はい、吉村議員からの、すいません。

吉村紹介議員からの説明が終わりました。

石川委員。

○石川委員 吉村議員。吉村議員もですね、総務委委員会で、もう既に、先ほど話された内容、総務委員会、総務文教委員会で説明もされてですね。謝罪も既にされてる内容ですんで、さらにそれをどういうふうに問うということ、意味されているのかが、ちょっと私わからないんですが、それ以上に何を求めているのか。もう既に謝罪もですね、発言の撤回もですね、既に済んでるという委員会の中では、終わってるんですけど私もその、懲罰に関してはですね、それも理解は当然してますけども、その上で、謝罪も既に受けて、委員会としては、謝罪も受けて、で訂正もですね受けてる状態なので、これ以上ということになると、ということが想定されているのかなというのがちょっとわからないんですが。

○山下委員長 吉村紹介議員。

○吉村議員 この請願事項にありますように、1、2は別にいたしまして、3が要約なんですけども、別にするいうたらおかしいんですけども、要はですね、これ請願者のほうから、私、中野議員と紹介議員ですけども、議長に提出されたわけですねこれ。で、議会として付託をされた。ていうことは、これ議会として問責することということは、先ほど言いましたように、猛省を促すと。言うたことを、すいませんと謝るだけやったら、これルールづくりって出来ますか。

○山下委員長 あの吉村議員。

○吉村議員 いやいやいや、そういうことで、議会として問責すると、猛省を促すと、そういう意味です。

以上です。

○山下委員長 吉村議員。ちょっと勘違いしてもらったら困るので、これは委員会で、例えばこの案件を、採択するのか採択しないのかを決めるだけで、結局本会議で諮って、採択するのか、採択しないのかを決めて、採択されたときに、それは問責として猛省を促すということなんです。そうなんです。

だから今ここで、そのまだ結論が出るまでに、この内容を審査するだけで。

(発言する者あり)

○山下委員長 わかってますよ。だけど、よく間違わんようになっていう。

(発言する者あり)

○山下委員長 吉村紹介議員の説明が終わりましたが、ほかに質疑のある方おられませんか。

はい。金繁委員。

○金繁委員 私も、3については、総務委員会のほうで、那須議員が謝罪もして、秘密漏洩に当たる部分の議事録からの抹消を求めて、取り消しも実際されてるんで、この点については、私はもう、議会によって問責するということは難しいかなと思うんですけども。ただその1についてですね。1について、那須議員の今回の一連の発言について、調査し、本人からの事情、弁明聴取等の上、今後より円滑な議会運営がなされることを目指して愛南町議会として対処することとありまして、この一連の発言の中に、1ページ目にある、先ほどから問題になってる土居さん。懲罰委員長として本議会で発言した、全員一致で決定しましたという、あの発言をさして、あれは間違ごうととおっしゃった。この発言については、まずいんじゃないかなと。これ一旦、議会で発言して、懲罰委員会の委員長が発言したことに対して、それについて異議を唱えるっていうことは、本来、この会議の中で言うてはならないことなんじゃないですかね。

○山下委員長 最初のことにもってくる。今ちょっと一つだけ注意なんですけど、今金繁委員が、請願事項1はこれは請願、3ですかね、3はもう謝罪しとるけん、これは請願に当たらないとか。

(発言する者あり)

○山下委員長 そういう請願はありません。1はいけん、2はいけん、3は当たらないそういう請願の審査はありません。

(発言する者あり)

○山下委員長 私語は慎んでください。

そう言うことは、それ言うとまた最初の問題に戻るんで、その問題は議長が言うたように、後日全協で説明し。

はい。

○金繁委員 はい。プライバシーかどうかということは、議会全員協議会で議論されますけれども、この請願者さんがおっしゃってる、那須議員。指摘されてる那須議員の今回の一連の発言の中に、土居さんはあれは間違ごうとという文言が入ってるわけですよ。

○山下委員長 金繁委員。金繁委員、今は吉村委員の説明に対しての質問を求めとるんですよ。

(発言する者あり)

○山下委員長 だから吉村議員に対する質問があるのかないのかを、今うとうとるんで。

ありますか。

○金繁委員 いいです。

○山下委員長 はい、わかりました。

ええっと、ほかに質疑のある方。えっと、ないようですので、今度は請願人の要請がありまして、出席して説明をさしていただきたいということなんですけど、紹介者の説明を求めることで、出席を許可することに、もう採決していいですね。紹介者の、請願者の出席して、説明を求めることに、賛成の方の挙手を願います。はい。賛成多数なので紹介者の出席を許

可します。

吉村議員。

○吉村議員 私の役目はもう。

○山下委員長 はいどうぞ。

○吉村議員 いいんですか。ほしたら1点、1点だけかんまんですか。

○山下委員長 傍聴席。

(発言する者あり)

○山下委員長 何それ。ちょっと待って、何なの質問。

(発言する者あり)

○山下委員長 これはまた確認しときます。

はい。請願第4号の審査は、14日の15時から行います。15時から行いますので、請願人の出席を認めます。ほかに何かありませんか。

事務局ほかに何かありませんか。

(発言する者あり)

○山下委員長 すいません。あの、那須委員の除斥を解きます。

全員そろいましたので、ほかに何か質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 はい。嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 1点、那須委員にお伺いしたいんですが、その9月10日に発言したことについて、その事実をしたらいけなかった、漏らしてはいけなかったことを気がついたのはいつなんでしょうか。

(発言する者あり)

○山下委員長 ほかにないようですので、これで委員会を終わります。

委員長